

利益相反 (Conflict of Interest) に関する開示書について

公益社団法人 日本アロマ環境協会

公益社団法人 日本アロマ環境協会においては、「AEAJ 施術報告サポート制度」への申請者等および『アロマセラピー学雑誌』への投稿者等に利益相反に関する自己申告書を提出させることにより、利益相反状態を適切にマネジメントし、研究の公正性、信頼性を確保する。このため、以下の通りに基本事項を定める。

1. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、利益相反に関する開示を求める。

- ① 「研究費助成制度」「研究調査サポート制度」および「施術報告サポート制度」への申請に係る研究代表者およびすべての研究構成員（共同研究者、研究協力者を含む）
- ② 上記①に該当する者の配偶者および一親等内の親族
- ③ 『アロマセラピー学雑誌』への筆頭著者およびすべての著者
- ④ 上記③に該当する者の配偶者および一親等内の親族

2. 開示書の提出

「利益相反 (Conflict of Interest) に関する開示書」に研究代表者・筆頭著者は開示責任者となり、対象者全員分のCOI状態を記入し、提出すること。

3. 利益相反情報の開示・公表

- ① 『アロマセラピー学雑誌』に論文が掲載される際は、利益相反に関して論文中に明記する。
- ② 提出された開示書については、本協会において厳重に保管し守秘し、上記①に記載した場合を除き、原則として非公開とする。
- ③ 本協会の役員・委員・事務局職員等関係者においても職務上の正当な理由のない者については閲覧を禁止する。論文査読者にも開示しない。（査読者が『アロマセラピー学雑誌』編集委員会委員である場合を除く）。
- ④ ただし、研究または論文内容につき不正（不正行為・不正使用）が疑われた場合など、必要があるときは、「研究費助成制度」、「研究調査サポート制度」、「施術報告サポート制度」審査委員会もしくは学雑誌編集委員会（以下、「委員会」という。）の審議を経て、必要な範囲で本協会の内外に開示もしくは公表することができる。

4. 調査

審査後または論文掲載後、開示内容、研究内容、論文内容に疑義を指摘された場合、その指摘が科学的、合理的である場合には、委員会が調査を開始するものとする。その場合、委員会においては、研究代表者・研究構成員・研究指導者・論文筆頭著者・論文共著者、その他必要な者に対して、研究施設を訪れまたは委員会が指定する場所への来訪を求め、質問・資料の提出・閲覧等必要な調査をすることができ、上記の関係者はこれに積極的に協力するものとする。

以上

AEAJ「施術報告サポート制度」

利益相反（Conflict of Interest）に関する開示書

研究代表者およびすべての研究構成員名	
--------------------	--

研究課題名	
-------	--

研究代表者・研究構成員全員（共同研究者・研究協力者を含む）およびその配偶者・一等親以内の親族について、本制度申請日より遡って過去2年以内での研究内容に関する企業・組織または団体（以下、「企業等」という。）とのCOI状態を項目ごとに記入。

項目	該当の状況	有であれば、企業名等を記入
① 役員、顧問職などの報酬額 報酬額は一つの企業等から年間100万円以上のものを記入	有 ・ 無	
② 株式の利益 一つの企業等からの利益が年間100万円以上、または当該株式の5%以上の保有のものを記入	有 ・ 無	
③ 特許使用料 一つにつき年間100万円以上のものを記入	有 ・ 無	
④ 講演料・原稿料など 一つの企業等から年間50万円以上のものを記入	有 ・ 無	
⑤ 研究費・助成金・寄附金などの総額 一つの企業等から年間200万円以上のものを記入	有 ・ 無	
⑥ 企業等が提供する寄付講座 企業等からの寄付講座に所属している場合に記入	有 ・ 無	
⑦ 研究とは無関係な旅行・贈答品などの受領 一つの企業等から年間5万円以上のものを記入	有 ・ 無	

開示日 年 月 日

開示責任者（研究代表者）

所属 _____

氏名（自署） _____ ⑩